

クリーンウッド法（合法伐採木材の流通および利用の促進に関する法律） Q & A

Q クリーンウッド法ってどんな法律？

A 2016年にできた法律で正式名称は、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」。違法伐採を規制するのではなく、合法に伐採された木材の利用を促進することによって、間接的に違法伐採の問題に対処しようとする法律。

政府が合法木材取扱の基準を設定し、この基準を充たす事業者の登録制度を設ける。登録した事業者は合法木材を扱う事業者とのプレミアを得る。このような仕組みで合法木材の利用を促進する。ただし、事業者は登録しなくても木材を扱うことができる。

クリーンウッド法は、日弁連の機関誌「自由と正義」2016年10月号の新法令紹介でも解説されている。

Q どういう経緯でクリーンウッド法がつけられたの？

A 違法伐採対策に関連する法律にグリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）がある。この法律に基づいて、2006年から、政府は木材及び木材製品について合法性証明のあるものを調達してきた。しかし、日本の木材調達の95%は民間企業が占めており、民間企業による違法伐採木材の調達には法規制が及んでいなかった。

そのため、この穴を埋める必要があった。

<http://www.gef.or.jp/globalnet201606/globalnet201606-5/>

他方、2000年のG8サミットでは、違法伐採問題が取り上げられ、2005年のG8サミットでは、消費国側の違法伐採対策強化が合意された。国際的にも、違法伐採対策を強化する必要があった。

Q 違法伐採の何が問題なの？

A 1. 森林のもつ色々な機能に悪影響がある。

たとえば、① 地球温暖化 ② 自然環境破壊 ③ 林産物の供給

2. 木材市場における公正な取引を害する。

3. 人権侵害

Q 具体的にいうとどういうこと？

A 1. 地球温暖化

二酸化炭素は、地球の周りを覆って熱をため込み地球を温暖化させる。海や森林がこの二酸化炭素を吸収する。森林の場合、光合成によって二酸化炭素を吸収する。だから、森林の破壊が進むと二酸化炭素の吸収量が減って温暖化が加速する。

地球の大気に含まれる二酸化炭素量は、産業革命以来急激に増加している。数億年前の植物や微生物が数億年から数千万年かけて化石化したものが石炭、石油などの化石燃料。人類は、産業革命以来数百年の間にこの化石燃料を大量に消費し大量に二酸化炭素を排出してきた。そのため、二酸化炭素の排出と吸収のバランスが崩れて、大気中の二酸化炭素濃度が増加した。違法伐採は、二酸化炭素の吸収源を減少させるこ

とで温暖化を加速させる。

自然環境破壊

森林は樹木だけで成り立っているわけではない。受粉を媒介する昆虫がいて、昆虫のえさとなる植物があり、動物が植物の果実を食べて種子を運び、微生物が枯れ木や排泄物を分解する。これらが相互に関連しあっている。また、森林は大気と水の循環とも関わっている。このような生態系をもった自然環境が、違法伐採によって破壊される。

林産物の供給

目先に利益を目的とした違法伐採により、林産物の持続可能な供給が困難となる。

また、多様な植物、微生物は、医薬品開発の元となるが、その多様性が失われる。

2. 木材市場における公正な取引を害する。

違法伐採木材は、種々の法規制をクリアする経費がかからない。そのため安く市場に出すことができる。そうすると、きちんと法律を守っている事業者の木材が市場で圧迫されることになる。これは、公正ではない。

3. 人権侵害

森林に対し、地域住民が慣習的権利を持っている場合がある。森林に入って食料や生活道具の材料、薬草などを採取する。そのような慣習的権利を侵害する。

また、伐採にあたって使用する労働者の基本的権利を侵害している場合もある。

このような人権侵害は、クリーンウッド法では、問題とされていない。

Q 世界の森林はどんな状態になっているの？

A 国連食糧農業機関（FAO）の「世界森林資源評価2015」によれば、1990年以來、南アフリカとほぼ同面積にあたる1億2,900万haの森林が消失している。

<http://www.fao.org/japan/news/detail/en/c/329320/>

Q 世界の違法伐採対策はどうなっているの？

A アメリカは、2008年のレイシー法改正で違法伐採対策を行っている。

EUは、2010年欧州連合木材規則を制定し違法伐採対策を行っている。

いずれも、木材、木材製品の供給事業者に、合法性の確認を義務付けており、これに反すると罰則も科される。

一部の国で違法伐採木材の輸入規制をしても、違法伐採木材が規制のない国に流れる。それでは問題は解決しないとして、日本にも規制の立法化が求められていた。

Q 日本は違法伐採木材をどの位は輸入しているの？

A 違法なので統計はない。これを直接規制する法律もないので、摘発数も把握できない。したがって、違法伐採木材の輸入量は、海外の輸出量と合法伐採量との差を計算し、日本に輸入されている量を推計して求めるしかない。

英国王立国際問題研究所（チャタムハウス）の報告では、2013年の日本の輸入木材の12%が違法伐採の疑いがあると指摘されている。

<http://www.gef.or.jp/globalnet201606/globalnet201606-5/>

多くの環境保護団体は、ボルネオ島サラワク洲で違法伐採された木材及び加工品の多くが日本に輸入されていると指摘している。

Q 世界の違法伐採木材はどの位あるの？

A 2015年のG8サミットでは、世界で生産される木材の15%~30%、主要熱帯木材生産国で生産される木材の50%~90%が違法伐採との推計が報告されている。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/bassai.html>

Q 違法伐採木材の輸入で日本国内にどのような影響があるの？

A 一般的に違法伐採木材は合法伐採木材より安く入手できる。そのため、事業者や消費者はより安い製品を入手できる。これは、利点ともいえる。他方、国内の林業者には不利となる。合法伐採木材であっても国産材は価格競争で一般的に不利である。そのため、林業離れが起り、森林が放置されてきた。森林が放置されると、保水力が落ちて洪水の一因となったり、土砂崩れを誘発したりするとの問題点が指摘されている。違法伐採木材の輸入は、このような問題を促進する危険がある。

Q 森林認証制度との関係は？

別の制度で直接の関係はない。

森林認証制度は、適切に管理された森林か否か第三者機関が認証する制度。産出された木材が消費者に届くまで分別管理されているか否か流通・加工業者も認定する。認証マークで消費者は判別できる。森林認証制度も、違法伐採対策として考え出された制度。認証マークを製品に付け「環境に配慮した商品」であることを消費者にアピールする制度といえる。

これに対し、クリーンウッド法は、政府が合法木材取扱の基準を設定し、この基準を充たす事業者の登録制度を設ける。登録した事業者は合法木材を扱う事業者とのプレミアを得るにとどまる。

Q クリーンウッド法で違法伐採を防ぐことはできるの？

A 罰則がないこと、登録しなくても木材の販売はできることから、違法伐採対策としては不十分との指摘がある。

Q 環境マネジメントとどのような関係があるの？

A クリーンウッド法では、「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」（5条）と規定している。弁護士会は事業者にあたり、合法木材利用の努力義務を負っている。もっとも、弁護士会が木材を利用する機会は多くない。むしろ、加工品としての紙について合法伐採木材を原料とする紙の利用を求められている。

Q 弁護士会がどうして違法伐採問題に取り組むの？

A 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としている（弁護士

法1条)。このような弁護士使命感からも違法伐採問題への取り組みが必要。